

令和4年度法務省委託人権に関するシンポジウムの事前広報（バナー広告）に関する留意事項

- 1 バナー広告（誘導用）は、グーグル合同会社、ヤフー株式会社の提供する次の広報媒体を使用する。
  - (1) G o o g l e D i s p l a y N e t w o r k
  - (2) Y a h o o ! D i s p l a y A D s※ ただし、上記媒体と同等以上の広報効果が得られる他の媒体がある場合は提案すること。その場合は、根拠資料や理由等、必要な情報を提案書中に明記すること。
- 2 掲出先サイトは当センターが指定するものに限定すること。
- 3 バナー画像クリック数はより多いことが望ましいが、下記5(1)及び(2)の広報対象ごとに、少なくとも以下の回数を満たすものとする。
  - (1) G o o g l e D i s p l a y N e t w o r k  
各2, 500クリック以上
  - (2) Y a h o o ! D i s p l a y A D s  
各2, 500クリック以上※ 掲出においては当センターと協議のうえ、別途グーグル合同会社、ヤフー株式会社と連携し効果的・効率的な配信運用に努めること。
- 4 バナー広告で掲載する画像は、新規に企画・制作すること。  
なお、制作に当たっては、本件とは別途調達・制作するチラシのデザインを基に、必要な加工・修正等を施した上で可能な限り統一すること（チラシの版下データは提供可能）。
- 5 広報期間、主な対象は以下のとおりとする。
  - (1) ハンセン病問題に関する「親と子のシンポジウム」  
期間：令和4年7月中旬～下旬  
※ 開催日が確定次第、広報期間を設定する。  
対象：中高生層及びその保護者層
  - (2) 共生社会と人権に関するシンポジウム（仮）  
期間：令和5年1月下旬～2月上旬  
※ 開催日が確定次第、広報期間を設定する。  
対象：主に企業関係者※ いずれも開催日の2週間前から広報を展開するが、開催日1週間前からの露出を更に多くするよう工夫を行うこと。